



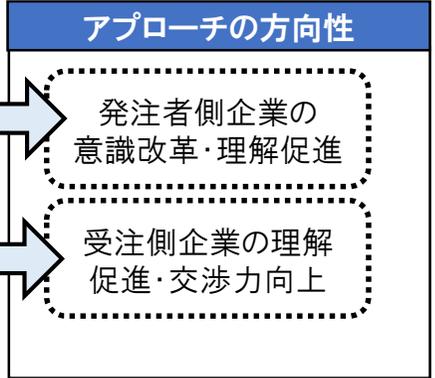
I. 価格転嫁の現状 (アンケート調査結果より)

- ◆ 価格交渉を実施したケースがある事業者は全体の**約6割**、価格交渉ができなかった事業者は**約2割**
- ◆ コスト上昇分の7割以上を転嫁できた事業者は全体の**約2割**、全く転嫁できていない事業者は**約2割**
- ◆ **従業員数が少ない事業者**について、**価格交渉が行えず**、**コスト全体の転嫁率も小さい**傾向

課題	成功事例
<ul style="list-style-type: none"> ● 商慣習や相手との関係性から価格交渉できない ● 価格転嫁することで受注が減少する ● コスト上昇分の一部しか転嫁できない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発注側企業の理解 (価格転嫁への理解の高まり・信頼関係) ○ 相手方が「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業
<ul style="list-style-type: none"> ● 交渉方法や相談窓口がわからない ● 原価計算やエビデンスの提示が難しい ● 商慣習や相手との関係性から価格交渉できない(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原価やエビデンスを示した価格交渉を行った ○ 自社の優位性を説明した(付加価値や専門性等)

II. 取組の方向性

1. 価格交渉・価格転嫁の環境整備
 価格交渉ができない事業者、価格転嫁が全くできない事業者を少しでも減らすため、規模が小さい事業者を重点的に支援することで、価格交渉・価格転嫁の環境整備を進める。



III. 令和6年度の価格転嫁の円滑化に向けた取組 (具体的な取組内容は2ページIVに記載)

- 1. 価格交渉・価格転嫁の環境整備**
 発注側企業の意識改革・理解促進と受注側企業の理解促進・交渉力に向けて、「**パートナーシップ構築宣言**」のさらなる普及や**価格転嫁に係るセミナー**の実施などに取り組む。
- 2. 現状把握・関係機関の連携強化**
 経営相談やアンケート調査等を通じて現状を把握するとともに、連絡会議等で現状や取組を共有する。

2. 現状把握・連携強化
 価格転嫁の現状や取組を共有するため、引き続き、**関係機関の連携強化**を図る。

【参考】令和6年度の原材料・燃料価格高騰で影響を受けた事業者を支援するための取組

- <現状>(アンケート調査結果より)
- ◆ 全体で84%事業者が影響を受けている。(飲食業:93.7%、製造業:92.4%、卸売業:92.2%)
 - ◆ 主な影響(意見の多い順に記載)
 - ①「燃料・電気代の上昇」
 - ②「原材料・資材価格の上昇」
 - ③「労務費の上昇」等

➡ **【令和6年度の取組の方向性】事業者の経営基盤の強化**
 経営相談等を通じて、事業者の経営の改善・強化に向けた取組を支援する。

- (具体的取組例)
- 生産性向上やコスト削減の支援
 - ◆ 各種補助事業等
 - ふくしま小規模事業者等いきいき支援事業(小規模企業枠)、省エネ設備導入支援事業、ふくしま中小企業DX伴走支援事業 等
 - 事業者の経営安定化・経営改善
 - ◆ 各種経営相談や専門家派遣事業の実施
 - ◆ 福島県中小企業制度資金 等

IV. 令和6年度の具体的取組

1. 価格交渉・価格転嫁の環境整備

発注側企業の意識改革・理解促進

■ 「パートナーシップ構築宣言」制度のさらなる普及

- ◆ 各関係機関が実施する会員企業等への宣言呼びかけの強化
- ◆ 宣言企業に対する県補助事業等における優遇措置の拡大(資料3-2参照)

【令和5年度の取組】

商工労働部所管の7事業について優遇措置を設置(国執行事業を含む)



「パートナーシップ構築宣言」宣言企業数
福島県：328社（全国：42,873社）
(R6.3.22時点)

受注側企業の理解促進・交渉力向上

■ 価格交渉・価格転嫁に関するセミナー

- ◆ 小規模な事業者等を対象とした原価計算等に係るセミナーの実施

【令和5年度の取組】

経営支援員等を対象にオンラインセミナーを開催(R5.12.5)。

■ 製品・サービスの高付加価値化

- ◆ ふくしま産業応援ファンド事業 等

2. 価格転嫁の現状把握・関係機関の連携強化

■ 価格転嫁の円滑化に向けた連絡会議

- ◆ 価格転嫁の現状や取組を共有して関係機関の連携を強化するため、引き続き、連絡会議を開催(実施時期はR7.3頃を想定)

【令和5年度の取組】

R6.3.25開催(アンケート結果や令和6年度の取組を共有)

■ 関係機関の取組の共有・周知

- ◆ 各関係機関の取組状況を取りまとめて県ホームページで公表(四半期毎の情報更新を想定)

■ 価格転嫁アンケート

- ◆ 令和5年度に実施したアンケートの継続調査を実施(実施期間はR6.11～R7.2頃を想定)

※ 令和5年度の調査結果との比較を行い、令和6年度の取組成果の確認を行う

【参考】フォローアップ調査(中小企業庁調査)

・全国の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのアンケート調査や下請Gメンによる聞き取り調査を実施(実施時期は「価格交渉強化月間(毎年3月・9月)の終了後」)